

## 山鹿市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸建木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、山鹿市建築物耐震改修促進計画に基づき、戸建木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事及び耐震シェルター工事を行う者に対する補助金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 山鹿市建築物耐震改修促進計画 本市が定める建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項に規定する市町村耐震改修促進計画をいう。
- (2) 戸建木造住宅 専ら人の居住の用に供する木造の建築物又は人の居住の用に供する部分及び店舗等事業の用に供する部分を有する木造の建築物でその延べ面積の2分の1以上が人の居住の用に供されるものをいう。ただし、共同住宅の用に供する建築物を除く。
- (3) 耐震診断士 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）により建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (5) 上部構造評点 耐震診断により、地震に対する安全性を点数で示したものをいう。
- (6) 耐震改修設計 次に掲げるものをいう。
  - ア 耐震診断を行うこと。
  - イ 上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とし、かつ、土台及び基礎が構造体力上安全であることが確かめられる耐震改修工事の補強計画及び設計図書の作成を行うこと。
- (7) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて行う工事をいう。
- (8) 建替え工事 原則として同一敷地内で、戸建木造住宅1棟全てを解体し、住宅を新築するための工事をいう。
- (9) 耐震シェルター工事 地震発生時に、居住している戸建木造住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、次のいずれかに該当するシェルターを設置する工事をいう。
  - ア 熊本県、その他都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受け、当該都道府県における補助事業の交付対象工法として認められたもの
  - イ 国土交通大臣又は公的機関の認定、試験等によりその性能が評価されたもの

(10) 耐震改修工事等 耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事及び耐震シェルター工事をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有する予定がある者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 戸建木造住宅の所有者（所有者が複数ある場合にあつては耐震改修工事等を行おうとする所有者以外の所有者全員の承諾を得ることができる者、所有者が当該住宅の居住者でない場合にあつては居住者の承諾を得ることができる者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱又は他の要綱に基づく同一事業への補助金の交付を受けた戸建木造住宅については、補助金の交付の対象としない。

(補助対象住宅等)

第4条 補助金の交付の対象とする戸建木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、耐震改修工事等の契約を締結しようとする日の30日前までに、戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 この要綱の施行の日前に着手し、又は完了した事業（以下「個人実施遡及分」という。）について前項の申請をしようとする場合は、前項中の「別表第2」を「別表第3」と読み替えるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、その旨を当該申請をした者に通知する。

(状況報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、耐震改修工事等の遂行状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の求めがあつた場合は、これに対し速やかに市長に報告しなければならない。

(遂行要求)

第8条 市長は、補助事業者が行う耐震改修工事等が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を適切に遂行すべきことを求めるものとする。

(耐震改修設計及び耐震改修工事の一括事業に係る耐震改修設計完了の報告)

第9条 耐震改修設計及び耐震改修工事に係る補助金の交付の決定を一括して受けた補助事業者（次条において「一括補助事業者」という。）は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに耐震改修設計完了報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修設計に係る契約書の写し
  - (2) 耐震診断結果報告書の写し
  - (3) 補強計画及び設計図書
  - (4) 耐震改修工事の工程表
  - (5) 耐震改修工事の見積書
  - (6) 現況写真
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の報告があったときは、当該報告に係る書類等を審査し、その結果を当該報告をした補助事業者へ通知するものとする。
- 3 前条の規定は、前項の審査の結果について準用する。  
(耐震改修設計及び耐震改修工事の一括事業に係る耐震改修工事の着工)
- 第10条 一括補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受けた後でなければ、耐震改修工事に着工することができない。
- (中間検査)
- 第11条 補助事業者は、耐震改修工事における耐震補強の状況を目視により確認することができる時に、戸建木造住宅耐震改修工事中間検査申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。
- (1) 耐震改修工事及び当該耐震改修工事の監理に係る契約書の写し
  - (2) 耐震改修図面
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る耐震改修工事の監理を行う者の立会いの上、中間検査を行い、その結果を当該申請をした補助事業者へ通知するものとする。
- 3 第8条の規定は、中間検査の結果について準用する。  
(補助金の交付の決定の取消し)
- 第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すものとし、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- (1) 正当な理由がなく、耐震改修工事等を著しく遅延し、又は廃止したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
  - (3) この要綱の規定に違反したとき。
  - (4) 補助金の交付の決定後に補助対象住宅でないことが判明したとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認めるとき。
- (実績報告)
- 第13条 補助事業者は、耐震改修工事等が完了した後30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のうちいずれか早い日までに、戸建木造住宅耐震改修等事業実績報告書(様式第6号)に、別表第4に定める書類を添えて、市長へ提出しなければならない。
- (関係書類の管理等)

第14条 補助事業者は、耐震改修工事等に係る経費についての収支の事実を明確にした記録その他の帳簿書類を作成し、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年9月22日（以下「施行日」という。）から施行し、平成28年4月14日から適用する。
- 2 この要綱の施行日前に着手又は完了した事業については、第5条に規定する申請期限及び第11条に規定する報告書提出期限を除き、この要綱の規定を適用する。  
(山鹿市戸建木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の廃止)
- 3 山鹿市戸建木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱（平成24年山鹿市告示第20号）は廃止する。  
(この要綱の失効)
- 4 この要綱は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定されたこの要綱に基づく補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則（平成30年8月20日告示第132号）

(施工期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月20日から施行する。  
(耐震改修設計に対する経過措置)
- 2 平成30年4月1日からこの要綱の施行の日前までにこの要綱による改正前の山鹿市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けて行われた耐震改修設計は、当該耐震改修設計が完了していないものに限り、この要綱による改正後の山鹿市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の規定による耐震改修設計及び耐震改修工事の一括事業への変更申請の対象とすることができる。  
(建替え工事に対する経過措置)
- 3 平成30年4月1日からこの要綱の施行の日前までにこの要綱による改正前の山鹿市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の規定によりなされた建替え工事に係る交付決定は、当該建替え工事が完了していないものに限り、この要綱による改正後の山鹿市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の規定によりなされた交付決定とみなす。

別表第1（第4条関係）

(1) 耐震改修設計

補助対象住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。 (1) 市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が2以下のもの（共同住宅を除く。） (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく罹災証明書の写し イ 罹災報告書の写し
補助対象経費	補助対象住宅の耐震改修設計に要する費用（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用を含む。）
補助率	3分の2以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額
その他の事項	耐震改修設計は、耐震診断士が実施するものであること

(2) 耐震改修工事

補助対象住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。 (1) 市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が2以下のもの（共同住宅を除く。） (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく罹災証明書の写し イ 罹災報告書の写し (4) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの (5) 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存
--------	--

	在する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が耐震改修工事の実施について承諾が得られているもの
補助対象経費	補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用（工事監理に要する費用を含む。）
補助率	2分の1以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い方の額
その他の事項	(1) 耐震診断士が実施した耐震改修設計に基づくもの (2) 建築士が工事監理するもの。ただし、この要綱の施行日以前に着手した事業については、建築士が工事監理するもの又は耐震改修設計に基づき工事を実施したことを建築士が証明するもの。

### (3) 建替え工事

補助対象住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。 (1) 市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が2以下のもの（共同住宅を除く。） (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく罹災証明書の写し イ 罹災報告書の写し (4) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの (5) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの (6) 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存在する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員の建替え工事の実施について承諾が得られているもの
補助対象経費	補助対象住宅の建替え工事に要する費用（工事監理に要する費用を含む。）
補助率	5分の4以内。ただし、次に掲げる場合は、100分の23以内とする。

	<p>(1) 既にこの要綱又は他の要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を受けている場合</p> <p>(2) 個人実施遡及分である場合</p>
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は100万円（補助率の項ただし書に掲げる要件に該当する場合にあっては60万円）のいずれか低い額
その他の事項	<p>(1) 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの</p> <p>(2) 建築士が工事監理するもの。ただし、この要綱の施行日以前に着手した事業については、建築士が工事監理するもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合することを建築士が証明するもの。</p>

(4) 耐震シェルター工事

補助対象住宅	<p>次に掲げる要件を全て満たす住宅。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの</p> <p>(2) 在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が2以下のもの（共同住宅を除く。）</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの</p> <p>ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく罹災証明書の写し</p> <p>イ 罹災報告書の写し</p> <p>(4) 昭和56年6月1日以降に着工したものについては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、全壊又は大規模半壊と認定されたもの</p> <p>イ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの</p> <p>(5) 本要綱に基づく、耐震改修又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの</p> <p>(6) 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存在する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員の耐震シェルター工事の実施について承諾が得られているもの</p>
補助対象経費	補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用

補助率	2分の1以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額
その他の事項	第2条第9号に規定するシェルターであること。

(5) 耐震改修設計及び耐震改修工事の一括事業

補助対象住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。 (1) 市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が2以下のもの（共同住宅を除く。） (3) 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し イ 罹災報告書の写し (4) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの (5) 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存在する場合及び市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が耐震改修工事の実施について承諾が得られているもの
補助対象経費	補助対象住宅の耐震改修設計に要する費用（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用（工事監理に要する費用を除く。）耐震改修設計及び耐震改修工事を一括して行う場合に限る。
補助率	耐震改修工事に要する費用の5分の4以内
補助金の額	耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額
その他の事項	(1) 個人実施遡及分でないこと。 (2) 耐震改修設計は、耐震診断士が実施するものであること。 (3) 耐震改修工事は、耐震診断士が実施した耐震改修設計に基づくものであること。 (4) 耐震改修工事は、建築士が工事監理するものであること。



別表第2（第5条関係）

<p>交付申請に必要な書類 （共通）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 位置図</li> <li>(2) 事業計画書（様式第2号）</li> <li>(3) 住民票の写し</li> <li>(4) 補助対象経費が確認できる書類</li> <li>(5) 住宅の所有者がわかる書類の写し</li> <li>(6) 市税滞納有無調査承諾書</li> <li>(7) 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る承諾書（様式第3号）</li> <li>(8) 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの</li> <li>(9) 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことがわかる書類</li> <li>(10) 交付決定以降の手續を別の者に委任する場合は、委任状</li> <li>(11) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
<p>耐震改修設計及び耐震改修工事の一括事業並びに耐震改修設計の交付申請に必要な追加書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 耐震診断を実施している場合は、耐震診断結果報告書の写し</li> <li>(2) 耐震診断士の建築士免許証の写し</li> <li>(3) 木造住宅耐震診断講習会の修了証明書の写し</li> </ul>
<p>耐震改修工事の交付申請に必要な追加書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工程表</li> <li>(2) 現況写真（外観写真2方向以上）</li> <li>(3) 耐震改修設計の内容を確認できる図書</li> <li>(4) 現況の各階平面図</li> <li>(5) 耐震診断結果報告書の写し</li> <li>(6) 建築士免許証の写し</li> </ul>
<p>建替え工事の交付申請に必要な追加書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工程表</li> <li>(2) 現況写真（外観写真2方向以上）</li> <li>(3) 建替えの内容を確認できる図書</li> <li>(4) 現況の各階平面図</li> <li>(5) 耐震診断結果報告書の写し</li> <li>(6) 建築士免許証の写し</li> </ul>
<p>耐震シェルター工事の交付申請に必要な追加書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工程表</li> <li>(2) 現況写真（外観写真2方向以上）</li> <li>(3) 耐震シェルターの認定証等の写し</li> </ul>

別表第3（第5条関係）

<p>個人実施遡及分における交付申請に必要な書類 (共通)</p>	<p>(1) 位置図 (2) 事業計画書 (3) 住民票の写し (4) 補助対象経費が確認できる書類 (5) 住宅の所有者がわかる書類の写し (6) 市税滞納有無調査承諾書 (7) 補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書 (8) 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの (9) 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことがわかる書類 (10) 交付決定以降の手續を別の者に委任する場合は、委任状 (11) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>個人実施遡及分における耐震改修設計の交付申請に必要な追加書類</p>	<p>(1) 耐震改修設計実施証明書 (2) 建築士免許証の写し (3) 現況の各階平面図 (4) 耐震改修設計図書 (5) 工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は、耐震改修工事の見積書</p>
<p>個人実施遡及分における耐震改修工事の交付申請に必要な追加書類</p>	<p>(1) 現況写真（外観写真2方向以上） (2) 工事監理報告書の写し又は耐震改修工事実施証明書 (3) 現況の各階平面図 (4) 工事写真 (5) 耐震診断結果報告書の写し (6) 確認した建築士の建築士免許証の写し</p>
<p>個人実施遡及分における建替え工事の交付申請に必要な追加書類</p>	<p>(1) 現況写真（外観写真2方向以上） (2) 検査済証の写し又は法適合証明書 (3) 現況の各階平面図 (4) 耐震診断結果報告書の写し (5) 確認した建築士の建築士免許証の写し</p>
<p>個人実施遡及分における耐震シェルター工事の交付申請に必要な追加書類</p>	<p>(1) 現況写真（外観写真2方向以上） (2) 工事写真（設置後の写真を含む。） (3) 耐震シェルターの認定証等の写し</p>

別表第4（第13条関係）

<p>耐震改修設計の完了実績報告に必要な書類</p>	<p>(1) 契約書の写し                  (2) 耐震診断結果報告書の写し                  (3) 補強計画及び設計図書                  (4) 工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は、耐震改修工事の見積書                  (5) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>耐震改修設計及び耐震改修工事の一括事業並びに耐震改修工事の完了実績報告に必要な書類</p>	<p>(1) 契約書の写し                  (2) 工事監理報告書の写し                  (3) 工事写真（着工前、竣工後及び各工程がわかるもの。特に補強状況）                  (4) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>建替え工事の完了実績報告に必要な書類</p>	<p>(1) 契約書の写し                  (2) 工事監理報告書の写し                  (3) 工事写真（着工前、竣工後及び筋交い等の施工状況）                  (4) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>耐震シェルター工事の完了実績報告に必要な書類</p>	<p>(1) 契約書の写し                  (2) 工事写真（着工前、竣工後及び施工状況）                  (3) その他市長が必要と認める書類</p>